

改正大気汚染防止法に係る Q & A

令和 6 年 8 月 28 日現在

〔 広島県環境保全課
広島市環境保全課
呉市環境試験センター
福山市環境保全課 〕

令和 3 年 4 月 1 日から順次施行された改正大気汚染防止法による石綿飛散防止対策の強化に係る質疑応答を取りまとめましたので、参考としてください。石綿事前調査結果の要否、調査者に関するイメージ図 (<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/541808.pdf>) も御参照ください。

なお、個別の工事に関しては、余裕を持って所管庁にお問い合わせください。

回答中「マニュアル」とは、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」（令和 3 年 3 月厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省水・大気環境局大気環境課）(https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html) のことです。

また、石綿事前調査結果報告システム（以下、報告システムという。）に関することについては、環境省ホームページ (http://www.env.go.jp/air/asbestos/post_87.html) を御確認ください。

番号	項目	質問	回答
1	事前調査の実施	事前調査の対象となる工事はどのような工事か。	大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について（令和 2 年 11 月 30 日付け環水大発第 2011301 号）に記載の「建築物等の解体工事」に該当しないとされている作業を除き、建築物その他の工作物における解体、改造、又は補修する作業を伴う建設工事が、事前調査の対象です。 「建築物」とは、全ての建築物をいい、建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等の建築設備を含みます。 「工作物」とは、「建築物」以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたものの全てをいいます。 https://www.env.go.jp/air/air/osen/R1-Main13.pdf （環境省 HP）
2	事前調査の実施	一定の知見を有する者による事前調査は元請業者が別会社に委託することは可能か。	元請業者の責任において委託して行うことは問題ありません。

3	事前調査の実施	過去に石綿含有建材かどうかの事前調査をしていた場合でも、一定の知見を有する者が改めて事前調査を行う必要があると考えてよいか。	貴見のとおりです。
4	事前調査の実施	義務づけ適用前に、一定の知見を有する者以外が事前調査を行っている場合、当該調査結果をもとに「一定の知見を有する者」が事前調査の全部又はその一部を省略することは可能か。また、当該調査が「一定の知見を有する者」が行った調査であった場合はどうか。	令和5年10月1日以降に開始する解体・改修工事については、過去に事前調査が行われていたとしても、当該調査を「一定の知見を有する者」が実施していない場合は、改正後の大気汚染防止法に基づく事前調査に相当する調査とはいえ、元請業者が一定の知見を有する者に改めて事前調査を行わせる必要があります。 解体等工事の対象となる建築物等の同一箇所について、過去に実施した事前調査が一定の知見を有する者によって、改正後の大気汚染防止法に定める方法で行われた調査結果である場合は、元請業者の責任において、その調査結果を活用することも可能です。
5	事前調査の実施	設計図書等の書面による調査、その後、現地での目視調査を行うことになるが、一般の住宅は書面が残っていないケースが多い。その場合、必ず分析調査が必要か。	書面が無い場合はやむを得ず書面調査を割愛し、目視調査で判断することになります。ただし、建設業者等関係者に十分に書面資料の所在の確認を行ってください。また、目視調査において製品が特定できた等、石綿含有の有無が確認できた場合には、必ずしも分析調査を行う必要はありません。なお、石綿含有ありとみなした場合においても、分析を行う必要はありません。
6	事前調査の実施	事前調査の対象となる建材は何か。	全ての建材が対象です。 ただし、木材、金属、石、ガラス等のみで構成されているもの、畳、電球等の石綿等が含まれていないことが明らかなものであって、当該材料の除去等を行うときに周囲の材料を損傷させるおそれがない場合は、事前調査は不要です。 また、国土交通省、経済産業省及び農林水産省による用途や使用の確認、調査結果等から石綿が使用されていないことが確認された一部の工作物についても事前調査は不要です。
7	事前調査の実施	建築物等の一部を解体や改修を行う場合、事前調査の範囲は、建築物等の全体か、それとも、解体や改修を行う工事範囲のみか。	当該工事を行う範囲となります。

8	事前調査の実施	事前調査について、記録の作成、発注者への説明、電子による報告についても一定の知見を有する者が行う必要があるか。	事前調査の実施のみで構いません。
9	事前調査の実施	報告システムで石綿事前調査結果報告を電子申請した場合、報告システムに情報が保存されているので、事前調査の結果の資料の保存を不要としてよいか。	報告システムによる報告内容だけでは事前調査の結果の記録に必要な情報を満たしていないため、事前調査結果の報告とは別に、必要な事項を満たした記録を保存してください。
10	事前調査の実施	石綿含有建材調査者について、講習を実施する協会等に照会することは可能か。	講習機関である日本環境衛生センターや、建築物石綿含有建材調査者協会においては、同意のあった調査者を公開しています。
11	事前調査の実施	建築物石綿含有建材調査者講習について、今後の開催予定を教えてください。	開催予定については、各講習登録機関のホームページ等を参考にしてください。
12	事前調査の実施	建築物石綿含有建材調査者講習の登録機関をどのようにして確認できるのか。	厚生労働省がウェブサイトで一覧を公開しています。 「厚生労働省 建築物石綿含有建材調査者講習」で検索してください。
13	事前調査の実施	事前調査を行う者として、同等の知識を有する者に第一種作業環境測定士（鉱物性粉じん）は含まれるか。また、当該資格は、建築物石綿含有建材調査者講習登録規定の第7条第2項で定める講義の受講資格を有する者として扱われるか。	いずれも対象となりません。
14	事前調査の実施	事前調査において、分析による調査を行う者を石綿障害予防規則で規定しているが、大気汚染防止法での規定はないか。	大気汚染防止法では規定していませんが、関係法令についても遵守する必要があります。
15	事前調査の実施	事前調査における分析調査のサンプリング方法はどのような方法か。	マニュアルを参照してください。
16	事前調査の実施	事前調査において石綿含有建材が「ない」とみなすことは可能か。	石綿含有建材が「ない」とみなすことはできません。書面調査と現地での目視調査の結果、石綿の使用が不明な場合は分析調査を実施し、石綿の有無を判定してください。
17	事前調査の実施	建築材料を石綿含有建材とみなす場合、レベル1～3のどの建材とみなすのが適当か。	建材の種類に応じて、建材それぞれにおいてレベル1～3のいずれにみなすのが適当か、一定の知見を有する者が適切に判断することとなります。

18	事前調査の実施	配管保温材について、石綿含有とみならず場合も一定の知見を有する者が行う必要があるのか。	建築物に係る配管（建築設備）の場合は、一定の知見を有する者（建築物石綿含有建材調査者等）が行う必要があります。工作物に係る配管の場合は令和8年1月1日以降、一定の知見を有するもの（工作物石綿事前調査者）が調査を行う必要があります。
19	事前調査の実施	平成18年8月31日以前に着手された建築物等の事前調査にあつては、建築図面等の書面調査だけでなく、目視による現地調査も必ず行わなければならないと考えてよいか。	貴見のとおりです。 なお、建築物等の構造上目視により確認することが困難な場合は、目視により確認することが可能となったときに目視による現地調査を行う必要があります。
20	事前調査結果の掲示	掲示は事前調査結果と作業方法をまとめて1枚としてよいか。	事前調査と作業方法を兼ねて構いません。
21	事前調査結果の掲示	事前調査結果及び作業基準の掲示に係る掲示期間はそれぞれどうか。	掲示期間は明確に定められていないが、その目的等を踏まえ工事開始から終了まで掲示してください。
22	事前調査結果の記録	事前調査に関する記録の写しの「現場への備え置き」について、事務所などが無い場合はどうすればよいか	車両に備えることや、責任者が常に携行すること等で対応してください。 なお、石綿障害予防規則においては、解体等の作業に従事する労働者がいつでも記録を確認することができるようにすることを求めています。
23	事前調査結果の記録	事前調査に関する記録の写しの「現場への据え置き」について、電子媒体でもよいか。	閲覧できる状態であれば、電子媒体による対応も可能です。
24	事前調査結果の知事・市長への報告	事前調査結果の報告とは何か。	令和4年4月1日以降に着工する一定規模以上の建築物等の解体・改修工事について、石綿の有無にかかわらず事前調査結果を元請業者又は自主施工者が知事等に報告することが義務付けられているものです。
25	事前調査結果の知事・市長への報告	事前調査結果の報告を行う対象はどのような工事か。	次のいずれかに該当する場合に、事前調査結果を報告が必要となります。 ①建築物を解体する作業を伴う建設工事であつて、当該作業の対象となる床面積の合計が80㎡以上であるもの。 ②建築物を改造又は補修する作業を伴う建設工事であつて、当該作業の請負代金の合計額が100万円以上であるもの。 ③工作物を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であつて、当該作業の請負代金の合計額が100万円以上であるもの。

26	事前調査結果の知事・市長への報告	報告システムを利用するためのアカウント(ID・パスワード)はどのように作成するのか。	報告システムへは、G ビズ ID のアカウントを利用してログインします。 G ビズ ID のアカウント作成については、G ビズ ID の Web サイトにおいて作成してください。 https://gbiz-id.go.jp/top/
27	事前調査結果の知事・市長への報告	報告システムの入力方法や入力が分からないがどこに問い合わせしたらよいか。	報告システムについては、利用者マニュアルをご確認ください。 上記システムトップページの画面上段のメニュー「ヘルプ」-「システムマニュアル」からダウンロードすることができます。 なお、報告システムの操作については、国の問い合わせ窓口が開設されています。 https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/shinsei/ (石綿事前調査結果報告システム)
28	事前調査結果の知事・市長への報告	報告システムの入力には資格が必要ですか。	報告システムの入力については、資格は必要なく、元請業者または自主施工者の方であれば、どなたでも行うことができます。 ただし、事前調査について、令和5年10月1日以降に着工する建築物の解体等工事、令和8年1月1日以降に着工する工作物の解体等工事(特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物以外の工作物に係る工事にあつては、塗料その他の石綿が使用されているおそれのある材料の除去の作業を伴うものに限る。)においては、有資格者等の方が行う必要があります。
29	事前調査結果の知事・市長への報告	建築物を改造・補修する作業又は工作物を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であつて、当該作業の請負代金の合計が100万円以上の場合には事前調査結果の報告が必要となるが、当該作業とはどこまでを指すのか。	事前調査の費用は含みませんが、消費税を含む工事全体の請負金額で判断します。 工作物の解体と他の工事(新築工事等)を同一の契約において実施する場合、他の工事に該当する費用も含むこととなります。

30	事前調査結果の知事・市長への報告	事前調査結果の報告対象となる工作物は何か。	<p>事前調査結果の報告対象となる工作物は、請負金額が税込 100 万円以上の次に掲げる特定の工作物（令和 2 年環境省告示第 77 号）の解体または改修工事です。</p> <p>① 反応槽、② 加熱炉、③ ボイラー及び圧力容器、④ 配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。農業用パイプラインを含み、水道管は含まない。）、⑤ 焼却設備、⑥ 煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備は除く。）、⑦ 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。）、⑧ 発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。）、⑨ 変電設備、⑩ 配電設備、⑪ 送電設備（ケーブルを含む。送電設備のケーブルは、延焼防止用の塗料やシール材に石綿等が使用されていたという報告がある。）、⑫ トンネルの天井板（トンネルには鉄道事業法第 8 条第 1 項に規定する鉄道施設及び軌道法による鉄道施設は含まない。）、⑬ プラットホームの上家、⑭ 遮音壁、⑮ 軽量盛土保護パネル、⑯ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板、⑰ 観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く。）</p> <p>なお、上記に該当しない工作物であっても事前調査の実施は必要ですので注意してください。</p>
31	事前調査結果の知事・市長への報告	令和 4 年 3 月 31 日以前に着工し、令和 4 年 4 月 1 日以降も継続して行う解体等工事について、事前調査結果の報告は必要か。	<p>令和 4 年 3 月 31 日以前に着工した解体等工事については、事前調査結果の報告は不要です。</p> <p>なお、事前調査の実施は必要となりますので、適切に実施してください。</p>
32	事前調査結果の知事・市長への報告	原則、報告システムにより報告することとなっているが、書面で報告することはできないのか。	<p>電子機器を所有していないなどの事情がある場合には書面でも報告することができます。</p> <p>なお、書面により報告する場合は、別途、所管の労働基準監督署へ事前調査結果を報告する必要があります。</p>
33	事前調査結果の知事・市長への報告	元請業者が事前調査の実施を他者へ委託した場合、事前調査結果の報告はどちらが行うのか。	事前調査結果の報告は元請業者が行うこととされているため、調査を他者へ委託した場合であっても、元請業者が行うこととなります。
34	事前調査結果の知事・市長への報告	各建材の記載項目について、対象となる解体等工事において、該当の建材がない場合にはどのように報告すればよいか。	<p>該当の建材がない場合は、各建材のチェック欄は空欄にして報告してください。</p> <p>ただし、建築材料の種類欄に具体的な名称が挙げられている建材全てに該当がない場合でも、「その他の建材」欄にはチェックが必要です（※35 参照）。</p>

35	事前調査結果の知事・市長への報告	建築材料の種類「その他の建材」とは何か。	建築材料の種類欄に具体的な名称が挙げられている建材を除く全ての建材です。パッキン、ガスケット、石綿布等、石綿を含む可能性があるものだけでなく、木材等一般的に石綿が含まれる可能性が低い建材についても「その他の建材」に含めます。
36	事前調査結果の知事・市長への報告	解体等工事を着手する前に確認できなかった箇所新たな建材が確認された場合、どのように対応すればよいか。	新たな建材が把握された場合など、報告内容の修正が必要となった場合は、速やかに報告システムから報告内容の修正を行ってください。書面にて提出された場合は、修正した報告書を再度提出してください。
37	事前調査結果の知事・市長への報告	解体作業とはどのような工事を指すのか。また、一体性のある建築物において解体工事と改造・補修工事を行う場合は事前調査結果報告の可否をどのように判断するのか。	建築物の「解体」とは、建築基準法施行令第1条第3号に定める構造耐力上主要な部分の全部又は一部を取り壊す作業を行う場合に該当します。また、一体性のある建築物において解体工事と改造・補修工事を行う場合は、次のいずれかの要件に該当すれば、報告の対象となります。 ①解体作業の対象となる床面積の合計が80㎡以上であるもの。 ②改造・補修作業の請負代金の合計額が100万円以上であるもの（同一の契約において実施する場合、他の工事に該当する費用も含む）。
38	事前調査結果の知事・市長への報告	複数個所の解体等工事を一つの契約で締結する場合、報告対象の請負金額に係る要件（請負金額100万円以上）は現場ごとに判断するのか。	事前調査結果の報告の対象判断は、1つの契約であれば、その全体の請負金額で判断するのが原則ですが、異なる所在地にある複数の建築物等が1つの契約で解体等工事が行われる場合は、所在地ごとに適切な請負金額を算定できるのであれば、当該金額で判断することも差し支えありません。なお、事前調査結果の報告はそれぞれの建築物等の所在地を所管する機関にそれぞれ該当の報告を行うこととなります。
39	事前調査結果の知事・市長への報告	令和4年4月1日以降に着手する工事が事前調査結果の対象となるが、着手とはいつのことを指すのか。	現場において、建設工事を着手する日としてください。
40	事前調査結果の知事・市長への報告	事前調査結果の報告で記載する解体等工事の実施期間はいつを指すのか。	当該解体等工事全体の工事についての実施期間です。特定粉じん排出等作業の実施の届出で記載する特定粉じん排出等作業の開始日とは異なりますのでご注意ください。

41	事前調査結果の知事・市長への報告	一連の工事を分割して請け負った場合、報告対象の請負金額に係る要件（請負金額 100 万円以上）はそれぞれの契約ごとに判断してよいか。	一連の工事を一の者が二以上の契約に分割して請け負う場合においては、これらを一の契約で請け負ったものとみなすこととされていますので、それぞれの契約金額を合算して要件（請負金額 100 万円以上）に該当するか判断してください。 なお、別の事業者が受注した工事については、一の契約で請け負ったものとはみなさず、個々に報告対象となるかを判断します。
42	事前調査結果の知事・市長への報告	事前調査結果報告の対象外（請負金額 100 万円未満）の工事について、追加工事の発生により、報告対象（請負金額 100 万円以上）となった場合、事前調査結果の報告が必要か。	事前調査結果の報告が必要となりますので、速やかに事前調査結果の報告を行ってください。
43	事前調査結果の知事・市長への報告	同一の材料区分の建材で、石綿が含有のものと非含有のものがある場合、どのように報告すればよいか。	同一の材料区分に複数の建築材料があり、石綿含有有り無しがある場合は「有」として報告してください。
44	事前調査結果の知事・市長への報告	同一の材料区分の建材で、石綿含有「無」と判断した根拠が複数ある場合、どのように報告すればよいか。	同一区分の複数建材について石綿含有「無」と判断した場合等、根拠が複数ある場合は、全ての根拠にチェックを記入してください。
45	事前調査結果の知事・市長への報告	報告システムを使用して行政書士が代理で報告することはできるか。	行政書士や社労士等の士業による代理申請については現在システムの機能として存在していません。 なお、環境省及び厚労省において今後の対応を検討中と伺っています。
46	作業基準（石綿含有仕上塗材）	これまで隔離養生と同等以上の効果を有する措置としていた集じん装置付きディスクグラインダーについて、湿潤化より局所集じんの方が有効と考えるが、湿潤化や養生の措置は必要か。	湿潤化および養生の飛散防止措置と同等以上の効果を有する飛散防止措置を実施する場合、湿潤化及び養生を重ねて実施する必要はありません。 集じん装置付き工具の使用については、マニュアルを参照してください。
47	作業基準（石綿含有仕上塗材）	石綿含有仕上塗材の飛散防止措置について、電動工具を用いた除去作業以外の作業（例えば手工具ケレン）は湿潤化のみでよいか。	作業基準における飛散防止措置は湿潤化のみで構いません。ただし、工法によっては周囲への汚染を防止するため、マニュアルを参照の上、適宜養生を行ってください。
48	作業基準（石綿含有仕上塗材）	除去後の清掃については、HEPA フィルター付き真空掃除機を用いて清掃を行う必要があるか。	貴見のとおりです。

49	作業基準 (石綿含有 仕上塗材)	石綿障害予防規則において「剥離剤併用手工具ケレン工法」は、電気グラインダーその他の電動工具を使用しない工法とされていることから、大気汚染防止法上も電気グラインダーその他の電動工具を使用しない工法と解して良いか。	貴見のとおりです。
50	作業基準 (石綿含有 仕上塗材)	下地調整塗材に仕上げ塗材が塗ってあり、下地調整塗材ごと切断して外す場合の作業基準は石綿含有成形板と仕上塗材のどちらの作業基準が適用されるのか。	石綿含有下地調整塗材は石綿含有成形板等に該当するため、両建材を同時に除去する場合は、石綿含有成形板等および石綿含有仕上塗材にかかる作業基準を満たすよう飛散防止措置を行う必要があります。
51	作業基準 (石綿含有 仕上塗材)	乾式ディスクグラインダー工法(湿潤化しない)で塗材を除去したいとき、作業基準では湿潤化が必須のために作業基準違反となる。どのようにしたらよいか。	湿潤化および養生の飛散防止措置と同等以上の効果を有すると考えられる、飛散防止措置を実施することが考えられます。湿潤化および養生の飛散防止措置と同等以上の効果を有すると考えられる工法についてはマニュアルを参照してください。
52	作業基準 (石綿含有 仕上塗材)	石綿含有仕上塗材除去において、集じん機付きの高圧洗浄機を使った場合、処理で出た廃水についてのアスベストの基準はあるのか。	排出基準等の基準はありませんが、マニュアルに記載の凝集沈殿、ろ過等の廃水処理を実施してください。
53	作業基準 (石綿含有 仕上塗材)	改正法施行後は、吹付け工法による石綿含有仕上塗材の除去工事が届出対象ではなくなったとの認識でよいか。	貴見のとおりです。
54	作業基準 (石綿含有 仕上塗材)	石綿含有下地調整材のみ除去する場合、湿潤化のみでディスクグラインダーで除去することは可能か。	石綿含有下地調整材の除去作業においては、石綿含有成形板等の作業基準が適用されるため、作業基準において求められる飛散防止措置は湿潤化です。 ただし、除去工法によっては周囲への汚染を防止するため、マニュアルを参照の上、適宜養生を行ってください。
55	作業基準 (石綿含有 仕上塗材)	パーライト及びバーミキュライトを含有する仕上塗材を吹付けされている場合、届出対象特定工事に該当すると考えてよいか。 また石綿障害予防規則でも同じく計画届の届出対象に該当するとの扱いか。	貴見のとおりです。

56	作業基準 (石綿含有 仕上塗材)	外壁の仕上塗材を「含有を みなし」で除去する場合、吹 付パーライト及び吹付バー ミキュライトが含まれてい る可能性が消せない以上吹 付け石綿相当として扱うこ とでよいか。	貴見のとおりです。なお、少なくとも目視調 査等によりパーライト・バーミキュライトの 可能性がないと考えられる場合は、石綿含有 仕上塗材相当としてください。
57	作業基準 (石綿含有 吹付け材、 断熱材、保 温材及び耐 火被覆材)	特定粉じん排出等作業中の 負圧状況の確認を、当該除 去の開始前及び中断時に確 認とあるが、夏場など暑い ときは例えば15分に一回と か作業員が休憩するケー スもあるが、その度に確認せ ねばならないということ か。一日あたりの回数の目 安はあるのか。	休憩による集中的な人の出入り等、隔離し、 負圧した状況に変化が生じる要因があるな らば毎回確認してください。
58	作業基準 (吹付け石 綿及び石綿 含有断熱材 等)	改正規則別表第七の六(吹 付け石綿及び石綿含有断熱 材等に係る作業)のロとハ で囲い込み等の作業基準が 示されている。これは口の 基準で除去は求めないとさ れた囲い込み等の工事はハ の作業基準を遵守して施工 するよにということか。	貴見のとおりです。
59	下請負人へ の説明	下請負人への説明の対象に 特定粉じん排出等作業に関 わらない下請負人は含まれ るか。	説明対象に特定粉じん排出等作業に関わら ない下請業者は含まれません。
60	下請負人へ の説明	下請負人への説明は、元請 業者が一次下請業者へ、一 次下請業者が二次下請業 者へ、二次業者が三次業者 へ説明する、という解釈で よいか。	提示された形で説明して差し支えありませ ん。なお、元請けが一括して行うような形で 説明しても問題ありません。
61	作業基準の 遵守義務等	特定粉じん排出等作業を全 て下請負人が行った工事に あって作業基準違反が確認 された場合、下請負人のみ に法第18条の20(作業基準 の遵守義務)が適用され、元 請業者は法18条の16(配慮 義務)及び第18条の22(下 請負人への指導)が適用さ れるのか。	元請業者にも法第18条の20の規定が適用 される可能性があり得ます。

62	作業基準の遵守義務等	下請負人が基準不適合の工事をした場合、元請業者も改善命令の対象となるが、直接罰に関しては、行為者である下請負人しか対象とならないのか。	作業基準は元請業者、下請負人の両者に遵守義務があり、改善命令も直接罰も両者に適用できるものです。直接罰に関しては、行為者に適用するものであり、元請業者が責任を果たしている場合は、下請負人のみに適用するということもあり得ます。
63	実施作業の確認	作業完了の確認を適切に行うために必要な知識を有する者について、 ①「石綿作業主任者」とは、当該作業場の主任として選任された者を指すのか。 ②元請業者の従業員である必要があるのか。 ③事前調査を行った者である必要はあるのか。	①貴見のとおり、当該作業に係る石綿作業主任者を指します。 ②元請業者の責任において、作業完了確認できる者に該当すれば、下請業者に行わせることも可能です。 ③事前調査を実際に行った者でなくとも、作業完了確認できる者に該当すれば対応可能です。
64	実施作業の記録	作業中の記録は特定工事が終了するまでの間保存することが義務づけられているが、作業結果の報告書として残すので廃棄してもよいという理解で良いか。	貴見のとおりです。元請業者が作業中の記録も含めて作業完了の報告としてまとめるため、作業中の記録は特定工事終了までの間の保存が義務づけられています。
65	特定粉じん排出等作業実施届	特定粉じん排出等作業実施届出書をシステムで提出することはできないのか。	特定粉じん排出等作業実施届を報告システムで提出することはできません。届出対象特定工事を施工される場合には、書面にて届出書の提出してください。
66	罰則	事前調査結果の報告を知事・市長へ行わなかった場合、罰則はあるのか。	法第 35 条第 4 号の適用対象となる可能性があります。
67	罰則	以下の場合についても除去等の措置の義務違反になるか。 ①開口部の養生がされていないなど、養生に明らかな不備がある場合 ②養生の出入り口にセキュリティーゾーンが設けられていない場合	個別の状況について、法令と照らし合わせて判断することになりますが、いずれについても義務違反となり得ます。
68	罰則	不適正な事前調査が行われた場合、事前調査結果の知事・市長への報告において「虚偽報告」として法第 35 条第 4 号が適用されるか。	法第 35 条第 4 号が適用可能である場合もあり得ます。
69	罰則	一定の知見を有する者が調査に関わっていない調査結果が報告された場合、事前調査の結果の報告義務違反になるのか。	事前調査結果の報告において、調査者氏名および講習実施期間の名称を報告することになっているため、一定の知見を有する者以外が実施したのであれば、報告できない又は虚偽の報告になると考えられます。

70	罰則	改正第34条第3号、第35条第4号の罰則規定は誰に対する罰則規定か。	第34条第3号の措置の義務違反は事実関係を確認した上で適切な作業を行わなかった者に罰則を適用することになります。第35条第4号の事前調査の結果の報告は元請業者に報告の義務があるので、元請業者に適用することとなります。
71	経過措置	経過措置について、吹付け工法の石綿含有仕上塗材の除去は、旧法では届出対象と理解しているが、施行後14日以内に着工する工事については従来どおり届出が必要との理解でよいか。	貴見のとおりです。
72	経過措置	施行日以前（令和3年3月31日）現行法第18条の15に基づく届出がなされているが、解体等工事の着手日が4月15日以降である場合は、「届出された未着手の工事」として、経過措置が適用されるということによろしいか。	貴見のとおりです。
73	経過措置	数か月後に工事が着手される場合においても、現行法に基づき届出がなされたものについては、経過措置が適用され、現行法の規制が適用されるという判断でよいか。つまり、着手日ではなく届出日での判断ということによいか。	貴見のとおりです。
74	経過措置	石綿含有成形板については令和3年4月1日～4月14日に着手される建設工事までは作業基準が適用されず、令和3年4月15日以降に着手される建設工事について新たな作業基準等が適用されるという解釈でよいか。	貴見のとおりです。
75	その他	解体等工事着手後に石綿が見つかり、それがレベル1、2であったら、工事を止め、作業届出を提出することになるのか。	速やかに工事を中断し、所管の自治体に対応を相談してください。なお、このようなことが無いよう事前調査を適切に実施してください。
76	その他	船舶は、石綿障害予防規則では対象だが、大気汚染防止法は対象外でよいか。	貴見のとおりです。

77	その他	除去等工事後に石綿含有建材が廃棄物となったものの処理はどのようにすればよいか。	マニュアルやマニュアルに記載の資料を参照してください。また、お問合せ先は、産業廃棄物を所管する部署となります。
----	-----	---	---